

1、一般

- ・フライトはすべて選手個人の責任において行うこと。
- ・使用機材の安全性は選手個人が確保しなければならない。
- ・フライトは使用機材の運用限界内で行うこと。
- ・適切な防護ヘルメットと緊急パラシュートを着用すること。
- ・使用機体は期間中変更できない。但し破損した場合には競技委員長の許可を得て変更することができる。
- ・選手は心身ともに競技ができる健全な状態でなければ競技してはならない。
- ・電線、建造物、人混み等の上空は 50 m以上の高度を保って飛行すること。
- ・水以外のいかなる物品も投下してはならない。
- ・航空法を厳守すること。
- ・雲中飛行は禁止する。
- ・サーマルには既に旋回中のフライヤーと同方向に旋回するように入ること。
- ・参加選手はフライトをしたか、しないかにかかわらず毎日安全確認の報告を決められた時間までに行うこと。
- ・大会規則に違反した選手あるいは役員の指示に従わない選手は警告を与える。2 回警告を受けた選手は大会失格とする。
- ・重大な危険行為をした選手及び不正を働いた選手はその時点で大会失格とする。

2、装備

- ・適切な防護ヘルメット
- ・緊急パラシュート
- ・緊急無線機（事務局用意）
- ・GPS

3、タスク

- ・ゴールコース又はスピードラン

4、タスクボード

- ・タスクの発表はテイクオフにて行う。ボードには次のことを示す。
大会名、日時、タスクの種類、タスク距離、ミナム距離、タスク内容、ゲートオープン時刻、スタート時刻、ゲートクロス時刻、フィニッシュラインクロス時刻、ランディング報告時刻、タスクリポート時刻

5、測定

- ・時間、距離の測定はすべてGPSでの証明をもちいる。

6、リフフライト

- ・リフフライトの場合の得点は最終フライトのものを得点とする。
- ・リフフライトを希望する選手はテイクオフレクチャーに申告してからリフフライトしなければならない。
- ・リフフライトの判断はテイクオフした時とする。

7、ランディング報告

- ・フライトを終了したならば、決められた時間までにランディング報告、タスクリポート、GPSデーターを提出しなければならない。
- ・報告の無い場合にはそのフライトを失格とする。

8、フライトの成立

- ・参加人数×30秒ゲートが開いており、JHFジャパンリーグ競技規則のタスクの成立条件が達成されたとき。

9、抗議

- ・抗議は事件発生後30分以内に、供託金1万円を添え、書面にて競技委員長まで提出する。供託金は抗議が認められない場合は没収する。

10、大会の成立、

- ・1本以上のフライトの成立による。

11、順位の決定

- ・成立したフライトの合計得点により順位をつける。

12、この競技規則に記載されていない事に関してはJHFパラグライダージャパンリーグ規定による。

13、タスク例

- ① D01 — B05 — B12 — B05 — B12 — B05 — B02 — B05 — B02 —

B05 --- B14 --- A01 30.4 km

② D01 --- B03 --- B05 --- B12 --- B02 --- B05 --- B12 --- B02 --- A05 40.0 km

14、監視員

・P証所持者でもフライトできるよう、適正場所に監視員を配備する。

15、パイロン

パイロン名	緯度	経度	標高	GPSでの名前	
D01	ハノラマハウス	37.13'07.28"	138.29'43.88"	646	D01065
A01	ランディング	37.12'43.91"	138.28'59.93"	253	A01025
A02	柿崎川ランドディング	37.14'43.12"	138.29'27.57"	121	A02012
A03	吉川ランディング	37.13'15.85"	138.24'43.83"	18	A03002
A04	安塚ランディング	37.06'29.45"	138.27'21.99"	155	A04015
A05	キュービッドランドディング	37.03'26.60"	138.29'02.20"	416	A05042
B01	尾神岳山頂	37.13'30.45"	138.30'05.37"	757	B01074
B02	旧黒岩小学校	37.14'29.77"	138.29'33.33"	260	B02026
B03	牛舎	37.13'23.42"	138.28'50.75"	212	B03021
B05	スライピア	37.12'29.17"	138.29'09.80"	253	B05025
B06	旧グレイセンター	37.13'49.10"	138.26'17.35"	20	B06002
B07	旧吉川スナクラ	37.12'36.57"	138.26'02.71"	19	B07002
B08	吉川区総合事務所	37.13'21.97"	138.24'22.06"	17	B08002
B09	堰堤	37.13'33.40"	138.28'23.55"	126	B09013
B10	旧源小学校	37.11'53.57"	138.27'46.39"	111	B10011
B11	前山山頂	37.12'57.00"	138.29'27.23"	496	B11050
B12	608山頂	37.14'18.25"	138.30'55.61"	608	B12060
B13	610山頂	37.13'58.40"	138.30'31.91"	610	B13060
B14	390山頂	37.13'43.56"	138.29'30.04"	387	B14039
B15	城山山頂	37.15'37.14"	138.29'18.59"	466	B15047

